

「長崎県電力の調達に係る環境配慮方針」における新規参入者の評価判定についての取扱い

令和6年12月20日

「長崎県電力の調達に係る環境配慮方針」における新規参入者の評価判定についての取扱いについて、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針第8条の規定に基づき、以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

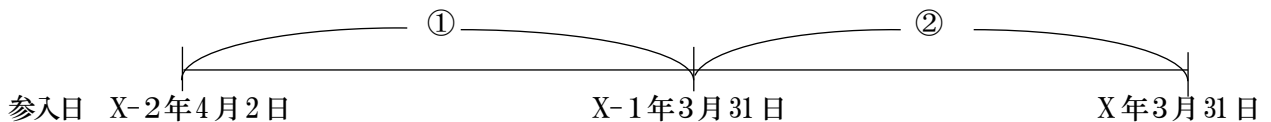
X年度に策定した「長崎県電力の調達に係る環境配慮方針」における評価の対象となる年度(X-2年度)^(注)の「排出係数」「未利用エネルギーの活用状況」「再生可能エネルギーの導入状況」の実績が無い小売電気事業者(以下「事業者」という。)については、原則として本方針に基づく評価の対象外とする。

ただし、X-2年4月2日～X年3月31日までに新規に参入した事業者については、国の「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について(令和6年11月25日付け20241120 G局第1号 20241120 資庁第1号 環地温発第2411223号)」の「別紙1 新規参入者の参入年度及び参入の次年度における排出係数の算出について」に示されており、本県としてもより多くの事業者を評価の対象とし、入札における競争性を確保する必要あることから、国の考え方を参考に、参入年度の参入日から一定期間における数値をX-2年度の排出係数とみなすとともに、未利用エネルギーの活用状況及び再生可能エネルギーの導入状況についても同様にX-2年度の実績とみなし、特例として評価の対象とする。

(注) 本県の方針の「電力調達契約評価基準」を定める際に準用している環境省の「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件例」については、例年、評価の対象となる年度の翌年度12月以降に公表されているが、本県の入札のスケジュールの関係で県の方針の改定、策定は毎年12月頃までに行う必要があることから、X年度に改定、策定した県の方針の評価対象年度は、基本的にX-2年度となる。

2. X-2年4月2日～X年3月31日までに参入した事業者の実績について(特例)

上記事業者を参入日より①、②の2つのグループにわけ、それぞれの実績について、特例として以下のとおり取り扱うこととする。



①X-2年4月2日～X-1年3月31日の期間に参入した事業者

参入日から12ヶ月間を、X-2年度の実績とみなす。

<X-2年12月から参入した場合の例>

X-2年	X-1年											X年
12月	1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月											12月 1月 2月
X-2年度実績とみなす												

②X-1年4月1日～X年3月31日の期間に参入した事業者

参入日からX年3月31日までを、X-2年度の実績とみなす。

<X-1年9月から参入した場合の例>

X-1年	X年										
9月 10月 11月 12月	1月 2月 3月	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月									
X-2年度実績とみなす											